

○野辺地町乳幼児医療費給付条例

平成五年九月二十二日

条例第二十号

改正 平成六年一〇月三日条例第一二号

平成七年九月一四日条例第二〇号

平成一〇年六月一八日条例第二五号

平成一一年六月二一日条例第九号

平成一七年九月二六日条例第一四号

平成一八年六月二二日条例第一四号

平成一八年九月二〇日条例第一九号

平成二〇年六月一二日条例第一六号

平成二〇年九月一二日条例第二〇号

平成二一年七月三一日条例第一九号

平成二四年三月三〇日条例第七号

平成二四年六月一二日条例第一五号

平成二八年六月一四日条例第二三号

(目的)

第一条 この条例は、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって乳幼児の保健及び出生育児環境の向上に寄与することを目的とする。

(平七条例二〇・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「乳幼児」とは、出生の日から一歳に達する日の属する月の末日までの者（以下「乳児」という。）及び一歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校就学の始期に達するまでの者（ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。以下「幼児」という。）をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者で、現に乳幼児の生計を維持しているものをいう。

3 この条例において「乳幼児医療費」とは、乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、その保護者に対して支給する給付金をい

う。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（平六条例一二・平七条例二〇・平一〇条例二五・平一一条例九・平二〇条例二〇・一部改正）

（給付の要件）

第三条 乳幼児医療費の給付は、本町に住所を有し、及び医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児の保護者に対してこれを行う。

（平一〇条例二五・全改、平二八条例二三・一部改正）

（申請及び認定）

第四条 前条に規定する要件に該当する者は、乳幼児医療費の給付を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は前項の規定により認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）に対し乳幼児医療費を給付する。

（受給資格証）

第五条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する乳幼児（以下「給付対象者」という。）が病院、診療所又は薬局（以下「医療機関等」という。）で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

（給付対象額）

第六条 乳幼児医療費の額は、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額（高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給基礎となる額に対する給付対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金があ

る場合は、その額を含む。)を控除した額とする。

(平六条例一二・平一一条例九・平一七条例一四・平一八条例一四・平二〇条例一六・平二〇条例二〇・平二一条例一九・平二四条例七・一部改正)

(乳幼児医療費の給付方法等)

第七条 乳幼児医療費は、乳幼児が医療の給付を受けた医療機関等からの請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて、当該医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合は、規則で定めるところにより、その申請に基づき、当該受給資格者に乳幼児医療費を支払うものとする。

3 第一項の規定による支払いがあったときは、当該受給資格者に対し、乳幼児医療費の支払いがあったものとみなす。

(平六条例一二・平一七条例一四・平一八条例一九・平二四条例七・一部改正)

(届出の義務)

第八条 受給資格者は、第四条に規定する申請の内容に変更を生じたとき、又は医療の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第九条 町長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、乳幼児医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第十条 町長は、偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の給付を受けたときは、その者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第十一条 乳幼児医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成六年一〇月三日条例第一二号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。

附 則（平成七年九月一四日条例第二〇号）

この条例は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一八日条例第二五号）

この条例は、平成十年八月一日から施行する。

附 則（平成一一年六月二一日条例第九号）

この条例は、平成十一年八月一日から施行し、平成十一年八月診療分から適用する。

附 則（平成一七年九月二六日条例第一四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二二日条例第一四号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の野辺地町乳幼児医療費給付条例の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年九月二〇日条例第一九号）

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一二日条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行し、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二〇年九月一二日条例第二〇号）

この条例は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二一年七月三一日条例第一九号）

この条例は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日条例第七号）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の野辺地町乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年六月一二日条例第一五号抄）

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月一四日条例第二三号）

この条例は、平成二十八年八月一日から施行し、同日以降の受診分から適用する。

○野辺地町乳幼児医療費給付条例施行規則

平成五年九月三十日

規則第二十一号

改正 平成六年一〇月三日規則第一二号

平成一一年六月三〇日規則第一四号

平成一七年九月二六日規則第三〇号

平成二〇年九月三〇日規則第一七号

平成二一年七月三十一日規則第一八号

平成二四年五月七日規則第六号

平成二七年一二月二八日規則第一六号

平成二八年八月一日規則第一五号

(趣旨)

第一条 この規則は、野辺地町乳幼児医療費給付条例（平成五年野辺地町条例第二十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格証の交付申請)

第三条 条例第四条第一項の規定による申請は、野辺地町乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書（兼同意書）（第一号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者の前年分（一月から六月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類

二 その他町長が必要と認める書類

3 第一項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

4 町長は、第二項に掲げる書類により証明を受けるべき事実を公募等によって確認することができる場合において、その閲覧についての同意を得たときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(平二四規則六・平二八規則一五・一部改正)

(受給資格証の交付等)

第四条 町長は、前条第一項の申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審

査し、その結果を野辺地町乳幼児医療費受給資格認定通知書（第二号様式）又は野辺地町乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（第三号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 条例第五条第一項の受給資格証は、野辺地町乳幼児医療費受給資格証（第四号様式）によるものとする。
- 3 受給資格証の有効期間は、給付対象者の誕生日の属する月の翌月の一日から翌年の誕生日の属する月の末日までとする。
- 4 助成の対象となる給付対象者が出生、又は転入した者である場合においては、受給資格証の有効期間の始期を出生、又は転入の日とすることができる。

（平二四規則六・一部改正）

（受給資格証の更新等）

第五条 受給資格者は、給付対象者が一歳、二歳、三歳、四歳、五歳及び六歳に達したときは、野辺地町乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書（兼同意書）（第一号様式）により町長に更新申請しなければならない。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 申請者の前年分（一月から六月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類
  - 二 受給資格証
  - 三 その他町長が必要と認める書類
- 3 第三条第四項の規定は、前項の規定による申請について準用する。
- 4 町長は、第一項の更新申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果、受給資格者と認定したときは、野辺地町乳幼児医療費受給資格証（第四号様式）を添えて野辺地町乳幼児医療費受給資格認定通知書（第二号様式）により、受給資格者と認定しないときは、野辺地町乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（第三号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（平一一規則一四・平二〇規則一七・平二四規則六・平二八規則一五・一部改正）

（受給資格証の再交付）

第六条 受給資格者は、受給資格証をき損し、磨滅し又は亡失したときは、野辺地町乳幼児医療費受給資格証再交付申請書（第五号様式）を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給資格者は、受給資格証をき損又は磨滅したことによって受給資格証の再交付を受け

ようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。

- 3 町長は、第一項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。
- 4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を町長に返納しなければならない。

(平二四規則六・平二八規則一五・一部改正)

(乳幼児医療費の給付申請)

第七条 受給資格者は、条例第七条第一項の規定により乳幼児医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して四月以内に、野辺地町乳幼児医療費給付申請書(第六号様式)に医療機関等の発行する領収書を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請の際には、受給資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(平二八規則一五・一部改正)

(乳幼児医療費の給付決定等)

第八条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、遅滞なく、給付要件を審査した結果、乳幼児医療費を給付することが適当と認めるときは、野辺地町乳幼児医療費給付決定通知書(第七号様式)又は、不適当と認めるときは、野辺地町乳幼児医療費給付申請却下通知書(第八号様式)により受給資格者に通知するものとする。

(平二八規則一五・一部改正)

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第九条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる乳児の保護者に高額療養費給付申請書(第九号様式)を提出させ、高額療養費給付額調書(第十号様式)二部を添えて保険者に送付するものとする。

- 2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。
- 3 保険者は、保護者から第一項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。
- 4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費の支給申請書を提出させるに当たっては、前二項の取扱に準じ、高額介



護合算療養費のうち給付対象者に係る分の受領について委任状（第九号の二様式）により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

（平六規則一二・追加、平二一規則一八・平二四規則六・平二八規則一五・一部改正）

（受給資格の変更等の届出）

第十条 条例第八条の規定による申請内容に変更を生じた場合の届出は、野辺地町乳幼児医療費受給資格変更（消滅）届（第十一号様式）に受給資格証を添えて行わなければならない。

（平六規則一二・平二八規則一五・一部改正）

（損害賠償の届出）

第十一条 条例第八条の規定による医療の給付の原因が第三者の行為によって生じた場合の届出は、損害賠償受給報告書（第十二号様式）により行わなければならない。

（平六規則一二・平二八規則一五・一部改正）

（乳幼児医療費の返還）

第十二条 町長は、条例第九条又は第十条の規定により乳幼児医療費を返還させようとするときは、野辺地町乳幼児医療費返還通知書（第十三号様式）により、受給資格者又は偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の給付を受けたものに対しその旨を通知するものとする。

（平六規則一二・平二八規則一五・一部改正）

（優先適用）

第十三条 助成の対象となる給付対象者に係る医療費が他の法令等による公費負担医療費制度の対象となるものである場合には、当該制度を優先して適用する。

（平二四規則六・追加、平二八規則一五・一部改正）

附 則

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則（平成六年一〇月三日規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、平成六年十月一日から適用する。

附 則（平成十一年六月三〇日規則第一四号）

この規則は、平成十一年八月一日から施行し、平成十一年八月診療分から適用する。

附 則（平成一七年九月二六日規則第三〇号）

この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月三〇日規則第一七号）

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

ただし、改正後の規則の施行の際、現に交付されている受給資格証は改正後の規則の規定により調整された受給資格証とみなす。

附 則（平成二一年七月三十一日規則第一八号）

この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

附 則（平成二四年五月七日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第一六号抄）

（施行期日）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

附 則（平成二八年八月一日規則第一五号）

この規則は、平成二十八年八月一日から施行し、同日以降の受診分から適用する。

第1号様式(第3条、第5条関係)

野辺地町乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書(兼同意書)

年 月 日

野辺地町長 宛

(保護者)

住 所	野辺地町字									
フリガナ										
氏 名	印									
個人番号										
電話番号	— —									

野辺地町乳幼児医療費給付条例施行規則第3条(第5条)の規定により下記のとおり申請します。

受給資格の審査及び毎年度の受給資格の更新にあたり、申請者(保護者)の課税台帳に関する情報を確認することを同意します。

対象者	乳 児	氏 名	生 年 月 日	続 柄
	幼 児 ( 歳児)			
対象者	乳 児	氏 名	生 年 月 日	続 柄
	幼 児 ( 歳児)			

加入 保 険	保険の種類	保 険 者	付加給付の有無	記号・番号

※ 資格証番号

--

第2号様式(第4条、第5条関係)

野辺地町乳幼児医療費受給資格認定通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長



平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町乳幼児医療費受給資格について、審査の結果受給資格があると認められたので通知します。

なお、野辺地町乳幼児医療費受給資格証を下記のとおり同封いたします。

記

受給資格証番号	対象乳幼児氏名	備 考

[教示]

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

第3号様式(第4条、第5条関係)

野辺地町乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長



平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町乳幼児医療費受給資格について、審査の結果下記の理由により受給資格がないと認められたので通知します。

記

理 由

[教示]

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

野辺地町乳幼児医療費受給資格証		注 意 事 項
有 効 期 限	平成 年 月 日まで	
受給資格証番号	野辺地町 第 号	
対 象 乳 児 氏 名 (生 年 月 日)	平成 年 月 日	
世 帯 主 名		
保 護 者 氏 名		
国 保 被 保 険 者 記 号・番 号		
<p>上記対象者の有効期間内における療養の給付に係る一部担金については、支払いを要しないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>野 辺 地 町 長 印</p> <p>※ 入院時食事療養費は、支払いが必要です。</p>		

1. この資格証は、国民健康保険の乳児に対し野辺地町乳幼児医療費給付事業に基づき、乳児医療費を給付する証明書ですから大切に保管してください。
2. この資格証に記載されている乳児が療養の給付を受けるときは被保険者証とこの資格証をあわせて保険医療機関等の窓口で提示してください。
3. 対象乳児が国民健康保険の被保険者として資格がなくなったとき、又は有効期限が経過したときは、直ちにこの資格証を町にお返しください。
4. この資格証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付しますから申し出てください。

野辺地町乳幼児医療費受給資格証							
公費負担番号							
受給資格証番号							
対象者氏名 (生年月日・年齢区分)	年 月 日 歳児						
世帯主名							
保護者氏名							
加入 保険	種類						
	記号・番号						
有効期間	年 月 日 から						
	年 月 日 まで						
<p>上記対象者の有効期限内における療養の給付にかかる一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">野 辺 地 町 長 印</p> <p>※ 入院時食事療養費は支払いが必要です。</p>							

注 意 事 項

1. この受給資格証は、野辺地町乳幼児医療費給付条例に基づき乳幼児医療費を給付する証明書ですから大切に保管してください。
2. この受給資格証に記載されている対象者が、療養の給付を受けるときは、被保険者証又は組合員証とこの受給資格証を合わせて保険医療機関などの窓口に掲示することにより、保険適用分の医療費の支払いはありません。
3. 一部負担金を支払った場合は、その領収書を受領してください。後日その領収書を保護者の申請に基づき町から一部負担金の給付を受けることができます。
4. 医療保険の種類が変更になった時又は、有効期限が経過した時は、ただちにこの受給資格証を町にお返してください。
5. この受給資格証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付をしますから申し出てください。
6. 偽りその他不正の行為により、乳幼児医療費の給付を受けたときには返還していただくことになります。
7. 給付申請は、医療費の受領を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して4箇月以内とします。

第5号様式(第6条関係)

野辺地町乳幼児医療費受給資格証再交付申請書

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

申請者 住所  
氏名 (印)

下記の理由により、野辺地町乳幼児医療費受給資格証の再交付を申請します。

対象乳幼児氏名 (生年月日)	
	平成 年 月 日
受給資格証番号	
理由	1 受給資格証をなくしたため 2 受給証のき損、摩滅が著しく使用に堪えないため 3 その他 ( )

(注意) き損又は摩滅を理由として申請する場合は、現在の受給資格証を添付してください。



第6号様式(第7条関係)

野辺地町乳幼児医療費給付申請書

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

(保護者)

住所

氏名



野辺地町乳幼児医療費給付条例第7条の規定による平成 年 月分の医療費の給付を申請します。

対象乳幼児氏名	生年月日	受給資格証番号	
男 女	平成 年 月 日	野辺地町 第 号	
保 険 証 記 号 ・ 番 号	記号	保 険 種 別	
	番号	保 険 者 名	
支 払 金 融 機 関	銀 行 店	口 座 番 号	

医 療 機 関 証 明 欄	保 険 診 療 総 点 数 (入院時食事療養費を除く)	入院 点 ----- 外来 点 ----- 点(円)	他法負担 点	一部負担受領額 ----- 点 円
	上記の一部負担金を受領したことを証明する。  医療機関等の 所在地・名称  開設者氏名			

入院一部負担額A	入院付加給付の額B	入院受給者負担額C	①入院給付額(A-B-C)
通院一部負担額X	通院付加給付の額Y	通院受給者負担額Z	②通院給付額(X-Y-Z)
一部負担額計(A+X)	付加給付の額計(B+Y)	受給者負担額計(C+Z)	給付決定額(①+②)

※太枠内は申請者が記入してください。

第7号様式(第8条関係)

野辺地町乳幼児医療費給付決定通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長



平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町乳幼児医療費給付申請(平成 年 月分)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象乳幼児氏名	
給付額	
支払期日	平成 年 月 日
支払方法	

[教示]

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

第8号様式(第8条関係)

野辺地町乳幼児医療費給付申請却下通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長



平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町乳幼児医療費給付申請(平成 年 月分)について、下記の理由により給付できないので通知します。

記

理 由

[教示]

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

第9号様式(第9条関係)

高額療養費給付申請書  
(平成 年 月診療分)

① 被保険者証 の記号番号		② 療養を受けた被保険者 の氏名及び生年月日	氏名	
			生年月日	年 月 日
③ 傷 病 名				
④ 診療を受けた病院、 診療所、薬局等の名 称及び所在地	名称			
	所在地			
⑤ ④の病院等で療養 を受けた期間	自 年 月 日	⑥ ⑤の期間に受けた 療養に対し医療機関 に支払った額		
	至 年 月 日			
⑦ 振込銀行名及び口座番号		銀行	本店	
		金庫	支店	

上記のとおり申請します。

また、上記申請の高額療養費の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

保護者住所  
氏名

印

受任者住所  
氏名

印

保険者

殿

第9号の2様式(第9条関係)

委 任 状

私は、平成 年 月 日に支給申請する高額介護合算療養費のうち、野辺地町乳幼児医療給付事業の給付対象者に係る分の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

保護者住所  
氏名 印

受任者住所  
氏名 印

保険者 殿

第10号様式(第9条関係)

高額療養費給付額調書

被保険者の 記号番号	医療機関名	医療を受けた 者の氏名	診療月	高額療養費 給付額	備考

上記のとおりです。

平成 年 月 日

保険者



野辺地町長

殿

- (注)1 町長は高額療養費給付額欄を除き記入する。
- 2 保険者は高額療養費給付額欄に記入のうえ町長に送付する。
- 3 2部提出すること。

第 11 号様式(第 10 条関係)

野辺地町乳幼児医療費受給資格変更(消滅)届

年 月 日

野辺地町長 宛

(保護者)

住 所	野辺地町字									
フリガナ										
氏 名										印
個人番号										
電話番号	— —									

野辺地町乳幼児医療費給付条例第8条の規定による申請内容に変更が生じたので、野辺地町乳幼児医療費給付条例施行規則第10条の規定により、下記のとおり資格証を添えて届出します。

記

1 変更届

		新	旧	変更年月日	
保 護 者	住 所				
	氏 名				
	加 入 保 険	種 類			
		記 号 番 号			
	保 險 者				
	所 在 地				
対 象 乳 幼 児	住 所				
	氏 名				

2 消滅届

消滅事項	
理 由	

第12号様式(第11条関係)

損害賠償受給報告書

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

申請者 住所  
氏名 (印)

下記のとおり損害賠償を受けたので報告します。

記

対 象 乳 幼 児	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	
	受給資格証番号			
損 害 賠 償 を し た 者	住 所			
	氏 名		生 年 月 日	
	職 業			
医 療 関 機	名 称			
	所 在 地			
	診 療 期 間			
損 害 賠 償 受 け た 内 容				



野辺地町乳幼児医療費返還通知書

平成 年 月 日

殿

野辺地町長



先に給付した医療費について、下記のとおり過支給が生じたので、速やかに返還してください。

記

1 医療費

給付年月日	既給付額	新給付額	要返還額
平成 年 月 日	円	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期日 平成 年 月 日

4 返還方法

[教示]

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされています。

第1号様式（第3条、第5条関係）

（平28規則15・全改）

第2号様式（第4条、第5条関係）

（平28規則15・全改）

第3号様式（第4条、第5条関係）

（平28規則15・全改）

第4号様式（第4条関係）

（平24規則6・全改）

第4号様式（第4条関係）

（平24規則6・全改）

第5号様式（第6条関係）

（平28規則15・全改）

第6号様式（第7条関係）

（平28規則15・全改）

第7号様式（第8条関係）

（平28規則15・全改）

第8号様式（第8条関係）

（平28規則15・全改）

第9号様式（第9条関係）

（平28規則15・全改）

第9号の2様式（第9条関係）

（平28規則15・追加）

第10号様式（第9条関係）

（平28規則15・全改）

第11号様式（第10条関係）

（平28規則15・全改）

第12号様式（第11条関係）

（平28規則15・全改）

第13号様式（第12条関係）

（平28規則15・全改）

